会議中における情報通信機器の使用基準

１．用語の定義

（１）「会議」とは、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

（２）当基準における「情報通信機器」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット型端末機及び付属品、スマートフォン及び携帯電話をいう。

２．会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項

（１）会議におけるメールの送信、ソーシャルメディアへの投稿及び通話等の情報の外部発信

（２）会議に関係のないインターネットサイトの閲覧

（３）会議の内容の録音、写真撮影及び動画撮影（ただし、議長の許可を得ている場合を除く）

（４）会議における操作音、電子音並びに振動音の鳴動

（５）その他会議に関係のない使用

（６）他の迷惑になる行為

３．違反行為に対する措置

議長又は委員会の委員長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする。

４．適用範囲

この基準は、議員、理事者、議会事務局職員及び傍聴者について適用する。

５．施行年月日

令和６年８月２１日